

平成17年田村市議会第1回臨時会会議録

(第2号)

会議月日 平成17年3月8日(火曜日)

出席議員(68名)

議長 三瓶 利野

1番	七海 博	議員	2番	木村 高雄	議員
3番	箭内 幸一	議員	4番	佐藤 貴夫	議員
5番	渡邊 勝	議員	6番	吉田 一郎	議員
7番	佐藤 喬	議員	8番	佐藤 義博	議員
9番	佐藤 忠	議員	10番	先崎 温容	議員
11番	永山 弘	議員	12番	吉田 紳太郎	議員
13番	遠藤 文雄	議員	14番	石井 市郎	議員
15番	新田 耕司	議員	16番	本田 芳一	議員
17番	秋元 正登	議員	18番	根本 浩	議員
19番	橋本 紀一	議員	20番	遠藤 庄二	議員
21番	新田 秋次	議員	23番	橋本 善正	議員
24番	松本 道男	議員	25番	吉田 文夫	議員
26番	渡辺 勇三	議員	27番	小林 清八	議員
28番	村上 好治	議員	29番	猪瀬 明	議員
30番	宗像 清二	議員	31番	渡辺 ミヨ子	議員
32番	松本 敏郎	議員	33番	小林 寅賢	議員
34番	松本 熊吉	議員	35番	宗像 宗吉	議員
36番	本田 仁一	議員	37番	浦山 行男	議員
38番	白岩 行	議員	39番	横井 孝嗣	議員
40番	白岩 吉治	議員	41番	石井 喜壽	議員
42番	本田 正一	議員	43番	吉田 忠	議員
44番	白石 治平	議員	45番	渡邊 鐵藏	議員

46番	早川 栄二 議員	47番	吉田 正直 議員
48番	箭内 仁一 議員	49番	村越 崇行 議員
50番	長谷川 元行 議員	51番	橋本文雄 議員
52番	石井 忠治 議員	53番	安藤 勝 議員
54番	半谷 理孝 議員	55番	吉田 豊 議員
56番	佐久間 金洋 議員	57番	照山 成信 議員
58番	佐藤 孝義 議員	59番	松本 哲雄 議員
60番	大和田 一夫 議員	61番	渡邊 文太郎 議員
63番	佐藤 弥太郎 議員	64番	面川 俊和 議員
65番	松崎 功 議員	66番	宗像 公一 議員
67番	柳 沼博 議員	68番	橋本 吉△村 議員
69番	菅野 善一 議員		

欠席議員（2名）

22番	石井 俊一 議員	62番	安藤 嘉一 議員
-----	----------	-----	----------

説明のため出席した者の職氏名

市長職務執行者	博多 祐輔	総務部長	相良 昭一
企画調整部長	郡司 健一	生活福祉部長	秋元 正信
産業建設部長	塚原 正	滝根行政局長	青木 邦友
大越行政局長	吉田 良一	都路行政局長	新田 正
常葉行政局長	白石 幸男	船引行政局長	佐藤 輝男
総務部総務課長	佐藤 健吉	総務部財政課長	助川 弘道
総務部税務課長	吉田 拓夫	企画調整部 企画調整課長	橋本 隆憲
企画調整部 観光交流課長	白石 忠臣	生活福祉部 生活環境課長	渡辺 貞一
生活福祉部 保健課長	加藤 与市	生活福祉部 福祉課長	本多 正
産業建設部 産業課長	加藤 久雄	産業建設部 参事兼建設課長	宗像 正嗣

産業建設部 下水道課長	渡辺 行雄	収入役職務代理者 (出納室長)	宗 像 トク子
教育委員長	白岩 正信	教育次長	宗 像 泰司
教育委員会事務局 教育総務課長	吉田 博	教育委員会事務局参事 兼生涯学習課長	堀 越 則夫
選挙管理委員長	鈴木 季一	農業委員会 事務局長	塚 原 正
農業委員会 事務局総務課長	根本 徳位	水道事業所長	助 川 俊光

事務局出席職員職氏名

事務局長	白石 喜一	主任主査	石井 孝行
主任主査	斎藤 忠一	主 事	渡辺 誠
主 事	大越 貴子		

議 事 日 程

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
(田村市役所の位置を定める条例ほか191件の条例について)
- 日程第 2 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成16年度田村市一般会計暫定予算について)
- 日程第 3 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成16年度田村市国民健康保険特別会計暫定予算について)
- 日程第 4 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成16年度田村市簡易水道事業特別会計暫定予算について)
- 日程第 5 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成16年度田村市滝根町観光事業特別会計暫定予算について)
- 日程第 6 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて

(平成16年度田村市都路町観光事業特別会計暫定予算
について)

日程第 7 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて

(平成16年度田村市農業集落排水事業特別会計暫定予
算について)

日程第 8 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて

(平成16年度田村市宅地造成特別会計暫定予算につい
て)

日程第 9 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて

(平成16年度田村市公共下水道事業特別会計暫定予算
について)

日程第10 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて

(平成16年度田村市授産場事業特別会計暫定予算につ
いて)

日程第11 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて

(平成16年度田村市総合福祉センター特別会計暫定予
算について)

日程第12 承認第12号 専決処分事項の承認を求めることについて

(平成16年度田村市船引東部地区土地区画整理事業特
別会計暫定予算について)

日程第13 承認第13号 専決処分事項の承認を求めることについて

(平成16年度田村市診療所事業特別会計暫定予算につ
いて)

日程第14 承認第14号 専決処分事項の承認を求めることについて

(平成16年度田村市歯科診療所事業特別会計暫定予算
について)

日程第15 承認第15号 専決処分事項の承認を求めることについて

(平成16年度田村市老人保健特別会計暫定予算につい
て)

日程第16 承認第16号 専決処分事項の承認を求めることについて

- (平成16年度介護保険事業特別会計暫定予算について)
- 日程第17 承認第17号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成16年度田村市水道事業会計暫定予算について)
- 日程第18 承認第18号 専決処分事項の承認を求めることについて
(字の名称の変更について)
- 日程第19 承認第19号 専決処分事項の承認を求めることについて
(町の名称の変更について)
- 日程第20 承認第20号 専決処分事項の承認を求めることについて
(公平委員会事務の福島県への委託について)
- 日程第21 承認第21号 専決処分事項の承認を求めることについて
(田村市指定金融機関の指定について)
- 日程第22 承認第22号 専決処分事項の承認を求めることについて
(福島県市町村総合事務組合への加入について)
- 日程第23 承認第23号 専決処分事項の承認を求めることについて
(公立小野町地方総合病院組合への加入について)
- 日程第24 承認第24号 専決処分事項の承認を求めることについて
(田村地方視聴覚教育協議会への加入について)
- 日程第25 承認第25号 専決処分事項の承認を求めることについて
(田村地方介護認定審査会の設置について)
- 日程第26 議案第 1号 郡山地方広域市町村圏組合を組織する地方公共団体数の
減少及び郡山地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第27 議案第 2号 郡山地方広域消防組合規約の変更について
- 日程第28 議案第 3号 田村広域行政組合規約の変更について
- 日程第29 公立小野町地方総合病院組合議会議員の選挙について
- 日程第30 郡山地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第31 郡山地方広域消防組合議会議員の選挙について
- 日程第32 田村広域行政組合議会議員の選挙について
- 日程第33 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議事日程のとおり

午前 10 時 00 分 開議

議長（三瓶利野） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は68名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

報告事項を申し上げます。22番石井俊一君、62番安藤嘉一君、都合により本日の会議を欠席する旨の報告がありましたので、報告いたします。

教育委員会教育長大橋重信君は、公務出張のため本日欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付した第2日のとおりであります。

日程第 1 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて

（田村市役所の位置を定める条例ほか191件の条例について）から

日程第 2 8 議案第 3 号 田村広域行政組合理約の変更についてまで

議長（三瓶利野） 日程第1の承認第1号から日程第25の承認第25号まで、並びに日程第26の議案第1号から日程第28の議案第3号までの28議案を一括議題といたします。

この際、職員をしての提出議案の朗読は省略いたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。市長職務執行者博多祐輔君。

市長職務執行者（博多祐輔） 本日、平成17年田村市議会第1回臨時会に御提案申し上げました議案等について御説明申し上げます。

本臨時会には、滝根町、大越町、都路村、常葉町及び船引町との田村地方5町村が合併したことに関連します条例192件、平成16年度一般会計及び各特別会計の16会計暫定予算、字の名称の変更、町の名称の変更、公平委員会事務の福島県への委託、田村市指定金融機関の指定、福島県市町村総合事務組合、公立小野町地方総合病院組合、田村地方視聴覚教育協議会への加入、田村地方介護認定審査会の設置につきまして、議会を招集するいとまがないので平成17年3月1日付にて市長職務執行者として専決処分をいたしましたので、御報告を申し上げ、御承認を求めるものであります。

また、議案第1号から第3号につきましても、合併に伴い、郡山地方広域市町村圏組合、郡山地方広域消防組合、田村広域行政組合にかかわる規約の変更等であります。

なお、専決1号 田村市役所の位置を定める条例ほか、191件の条例について専決処分により制定いたしました理由につきましては、第1点として、法律の規定により必ず設置するもの、もしくは制定が必要なもの、またはこれに準ずるもので、市政施行上空白期間の許せないもの。第2点として、新市の組織及びその運営または職員等の勤務条件、給与、勤務時間等に関するもの。第3点として、市民の権利、利益を保護し、または権利を制限し、もしくは義務を課すため、空白期間の許せないもの。第4点として、公の施設等の設置、管理に関するもの。第5点として、5町村が同様の制度を持つ事務事業に関するもので、統合の必要のあるもの。第6点として、合併協議会において協議済みのものであります。

以上、専決処分させていただきました承認25件と3議案について申し上げましたが、それぞれの案件につきましては、所管の部長から説明いたさせます。御審議の上、御承認、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、提出されております各議案についての補足説明は各議案ごとにそれぞれ担当部長等に説明を求めます。

議長（三瓶利野） 日程第1、承認第1号専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し、総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（田村市役所の位置を定める条例ほか191件の条例について）、補足して御説明を申し上げます。

お手元の専決処分条例一覧表より御説明を申し上げます。

一覧表の1ページをお開きいただきます。番号、条例の名称、内容等について御説明を申し上げます。

1．田村市役所の位置を定める条例

田村市役所の位置を田村市船引町船引字馬場川原20番地に定めるものであります。

2．田村市の休日を定める条例

市役所の休日を土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12

月29日から1月3日までと定めるものであります。

3. 田村市公告式条例

公告式につきましては、田村市役所掲示場に掲示をして行うことを定めたものであります。

4. 田村市議会の議員の定数に関する条例

議会議員の定数を26人と定めるものであります。

5. 田村市議会定例会の回数を定める条例

定例会の回数を年4回に定めるものであります。

6. 田村市部設置条例

総務、企画調整、生活福祉、産業建設の4部の設置について定めるものであります。

7. 田村市行政局設置条例

旧町村に五つの行政局の設置について定めるものであります。

8. 田村市行政区に関する条例

滝根20、大越11、都路12、常葉13、船引44、合わせて100行政区の設置に関し必要な事項を定めるものであります。

9. 田村市統計調査条例

10. 田村市情報公開条例

11. 田村市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

12. 田村市個人情報保護条例

個人情報の開示を求める権利を保障することについて定めたものであります。

13. 田村市行政手続条例

14. 田村市印鑑の登録及び証明に関する条例

15. 田村市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例

16. 田村市防災会議条例

17. 田村市災害対策本部条例

18. 田村市水防協議会条例

19. 災害弔慰金の支給に関する条例

2ページをお開きをお願いいたします。

20. 田村市交通教育専門員設置条例

定員10名の設置について必要な事項を定めたものであります。

21．田村市ふれあいと秩序の広場条例

大越町のふれあいと秩序の広場の設置及び管理に関し必要な事項を定めたものであります。

22．田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例

23．田村市議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

24．田村市の議会議員及び長の選挙における選挙広報の発行に関する条例

25．田村市監査委員条例

定数2名の監査委員に関し必要な事項を定めたものであります。

26．田村市固定資産評価審査委員会条例

定数5名の固定資産評価審査委員会に関し必要な事項を定めたものであります。

27．田村市職員定数条例

市長、議会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、教育委員会、及び水道事業所に勤務する一般職員601名の定数に関し必要な事項を定めたものであります。

28．田村市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

29．田村市職員の定年に関する条例

職員60歳、医師等65歳の定年に関し、必要な事項を定めたものであります。

30．職員の再任用に関する条例

31．田村市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

32．公益法人等の田村市職員の派遣等に関する条例

33．田村市職員のサービスの宣誓に関する条例

34．職務に専念する義務の特例に関する条例

35．田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

36．田村市職員の育児休業等に関する条例

37．職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

38．議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

39．田村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

3ページをお願いいたします。

40．田村市証人等に対する実費弁償に関する条例

41. 田村市特別職報酬等審議会条例

42. 田村市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

43. 市長等の給与及び旅費に関する条例

市長、助役、収入役の給与及び旅費の支給に関し必要な事項を定めたものであります。

44. 田村市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例

45. 田村市職員の給与に関する条例

46. 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例

47. 田村市職員等の旅費に関する条例

48. 田村市職員の旅費の特例に関する条例

職員の市内旅費につきまして、2キロ以上に出張した場合、1キロメートル当たり25円を支給するというような事項について定めたものでございます。

49. 田村市の特別職の市内旅費に関する条例

特別職の市内旅費につきましては、2キロメートル以上出張した場合、1キロメートル当たり37円の支給に関して定めたものでございます。

50. 田村市財政状況の作成及び公表に関する条例

51. 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

工事等につきましては1億5,000万円以上、財産の取得等については2,000万円以上について定めたものでございます。

52. 田村市特別会計条例

特別会計13会計の設置について定めたものでございます。

53. 田村市税条例

54. 田村市税特別措置条例

55. 災害による被害者に対する市税の減免に関する条例

56. 田村市行政財産使用料条例

57. 田村市手数料徴収条例

戸籍、住民票、印鑑証明等の事務について徴収する手数料について定めたものであります。

58. 田村市税外諸収入の滞納金及び延滞金徴収条例

59. 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

4 ページをお願いいたします。

60．田村市役所庁舎建設基金条例

61．田村市財政調整基金条例

62．田村市減債基金条例

63番から67番につきましては、それぞれの5町村の地域振興事業に充てるための地域振興基金の設置について定めたものでございます。滝根、大越、都路、常葉、船引町、それぞれの地域振興基金の設置について定めたものでございます。

68．田村市高額医療費貸付基金条例

69．田村市地域福祉基金条例

70．田村市土地開発基金条例

71．田村市古道プール改築事業基金条例

72．田村市ふるさと・水と土保全基金条例

73．田村市中山間地域活性化推進基金条例

船引町の活力のあるまちづくりの中山間地域活性化推進のための基金の設置でございます。

74．田村市介護給付費基金条例

75．田村市特別導入事業基金条例

大越、都路、船引の高齢者による特別導入基金の設置について定めたものでございます。

77．田村市優良基礎肉用雌牛導入事業基金条例

78．田村市優良基礎肉用雌牛貸付事業基金条例

79．田村市畜産振興基金条例

滝根町の畜産振興基金の設置について定めたものでございます。

5 ページをお願いいたします。

80．田村市滝根行政局観光事業特別会計財政調整基金条例

81．田村市法定外公共物用途廃止等に関する条例

法定外の公共物、道路法・河川法の適用を受けない道路・河川、さらにはため池、それら等でございます。

82．田村市語学指導を行う外国青年の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例

83．田村市教職員住宅設置管理条例

36カ所、78戸の教員住宅の設置に関して定めたものでございます。

84．田村市立学校設置条例

小学校25校、中学校8校の設置について定めたものでございます。

85．都路の郷ふれあいセンター条例

86．田村市学校給食センター条例

滝根、常葉学校給食センターの設置について定めたものでございます。

87．田村市立幼稚園条例

市立12幼稚園の設置について定めたものでございます。

88．田村市立幼稚園の保育料に関する条例

89．田村市奨学資金貸付条例

90．田村市社会教育委員に関する条例

定数15名以内の設置に関し必要な事項を定めたものでございます。

91．田村市公民館条例

市内5公民館、5分館、8地区公民館の設置、管理に関して定めたものでございます。

92．田村市立図書館条例

田村市図書館ほか4分館の設置及び管理に関して定めたものでございます。

93．田村市歴史民俗資料館条例

常葉、船引の設置及び管理に関して必要な事項を定めたものでございます。

94．田村市文化センター条例

95．田村市中山生涯学習センター条例

96．田村市常葉児童生活センター条例

97．田村市常葉児童生活センター幼稚園児預かり保育条例

98．田村市大越放課後幼児・児童健全育成事業費用の徴収に関する条例

99．田村市常葉放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例

6ページをお願いいたします。

100．田村市体育施設条例

市内34施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めたものでございます。

101．田村市文化財保護条例

102．田村市文化財保護審議会設置条例

- 103 . 田村市福祉事務所設置条例
- 104 . 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例
- 105 . 田村市授産場条例
- 106 . 田村市滝根総合福祉センター条例
- 107 . 田村市船引総合福祉センター条例
- 108 . 田村市天地人大学条例
- 109 . 田村市児童館条例
- 110 . 田村市保育所条例

滝根、大越、常葉、船引、4カ所の保育所の設置に関して定めたものでございます。

- 111 . 田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例
- 112 . 田村市船引放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例
- 113 . 田村市出生児誕生祝金支給条例
- 114 . 田村市特別保育所条例

大越町、常葉町の特別保育所の設置について定めたものでございます。

- 115 . 田村市児童遊び場条例

大越町の4カ所のわんぱく広場の設置について定めたものでございます。

- 116 . 児童厚生施設条例

滝根児童遊園の設置について定めたものでございます。

- 117 . 田村市在宅介護支援センター設置条例
- 118 . 田村市高齢者生活福祉センター条例

大越町のみどり荘の設置及び管理に関して必要な事項を定めたものでございます。

- 119 . 田村市老人福祉センター条例

常葉町の老人福祉センターの設置及び管理に関して必要な事項を定めたものでございます。

7ページ、お願いをいたします。

- 120 . 田村市デイサービスセンター条例

デイサービスセンター4カ所の設置及び管理に関して必要な事項を定めたものでございます。

- 121 . 田村市いきいきデイサービス事業手数料条例

122 . 田村市自立支援ホームヘルプサービス事業手数料条例

123 . 田村市生活支援ショートステイ手数料条例

124 . 田村市老人憩の家条例

滝根町の針湯荘、大越町の寿楽荘の設置及び管理に関し必要な事項を定めたもの
でございます。

125 . 田村市屋内ゲートボール場条例

市内10カ所のゲートボール場の設置及び管理に関して必要な事項定めたもので
ございます。

126 . 田村市敬老祝金支給条例

127 . 田村市長寿者褒賞条例

128 . 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例

129 . 田村市国民健康保険条例

130 . 田村市国民健康保険税条例

131 . 田村市立都路診療所条例

132 . 田村市立都路歯科診療所条例

133 . 田村市医師及び歯科医師住宅管理条例

134 . 田村市介護保険条例

135 . 田村市保健センター条例

136 . 田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

137 . 田村市清掃施設条例

市内焼却施設、最終処分場9カ所の設置及び管理に関し必要な事項を定めたもの
でございます。

138 . 田村市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続
に関する条例。

139 . 田村市斎場条例

8ページ、お願いいたします。

140 . 田村市寝棺車使用条例

141 . 田村市環境条例

142 . 田村市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例

143 . 田村市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例

定数30名について定めたものでございます。

144．田村市船引就業改善センター条例

145．田村市農村集会施設条例

市内33施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めたものでございます。

146．田村市都路多目的研修集会施設条例

147．田村市農村広場条例

滝根町の広瀬、大越町の栗出の農村広場の設置及び管理に関して必要な事項を定めたものでございます。

148．田村市農村公園条例

滝根町の農村公園の設置に関して必要な事項を定めたものでございます。

149．田村市緑地休養施設条例

都路町五十人山キャンプ場の設置及び管理に関して必要な事項を定めたものでございます。

150．田村市大越農村婦人の家条例

151．田村市土地改良事業分担金徴収条例

152．田村市農業災害復旧事業に係る分担金徴収条例

153．田村市農用地開発公団事業負担金等徴収条例

154．田村市都路地域特産品処理加工施設条例

155．田村市大越転作技術研修センター条例

156．田村市おおごえふるさと館条例

157．田村市文化の館ときわ条例

158．田村市法定外公共物管理条例

159．田村市滝根森林総合利用施設条例

9ページをお願いいたします。

160．田村市船引総合利用自然林条例

161．田村市火入れに関する条例

162．田村市畜産管理センター条例

都路町の管理センターの設置に関して必要な事項を定めたものでございます。

163．田村市工場立地促進条例

164．田村市殿上観光牧場条例

- 165 . 田村市カブトムシ自然の森条例
- 166 . 田村市レストハウス釜山条例
- 167 . 田村市滝根農産物等処理加工場条例
- 168 . 鍾乳洞管理条例
- 169 . 田村市天地人館条例
- 170 . 国民休養地仙台平キャンプ場条例
- 171 . 田村市星の村条例
- 172 . 田村市星の村ふれあい館条例
- 173 . 田村市滝根コミュニティセンター条例
- 174 . 田村市観光施設あつ旋手数料交付条例
- 175 . 田村市船引コミュニティプラザ条例
- 176 . 田村市索道事業施設条例

常葉町のこどもの国ハニーリフトの設置及び管理に関して定めたものでございます。

- 177 . 田村市グリーンパーク都路草原の家やすらぎ条例
- 178 . 田村市道路占用料徴収条例
- 179 . 田村市準用河川流水占用料等徴収条例

10ページをお願いいたします。

- 180 . 田村市営住宅条例

滝根町10団地、大越町9団地、都路村3団地、常葉町13団地、船引町16団地、合わせて51団地の設置並びに管理に関して必要な事項を定めたものでございます。

- 181 . 田村市営住宅集会所条例

13集会所の設置及び管理に関して必要な事項を定めたものでございます。

- 182 . 田村市都市公園条例

市内12施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めたものでございます。

- 183 . 田村市屋外広告許可申請等手数料条例
- 184 . 田村都市計画事業船引東部地区土地区画整理事業施行に関する条例
- 185 . 田村市下水道条例
- 186 . 田村市下水道事業受益者負担金条例
- 187 . 田村市農業集落排水処理施設条例

滝根町の畑中地区の農業集落排水施設の設置及び管理に関して定めたものでございます。

188．田村市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

189．田村市水道事業の設置等に関する条例

船引町、大越町の水道事業の設置等に関して必要な事項を定めたものでございます。

190．田村市水道事業給水条例

191．田村市簡易水道事業給水条例

滝根町、都路町、常葉町の簡易水道事業の給水等に関して定めたものでございます。

192．田村市消防団設置等に関する条例

76番、お開きをお願いいたします。76番田村市特定農山村総合支援基金条例について説明が漏れましたので、おわびして御説明を申し上げます。

以上、条例 192件について補足して説明を申し上げます。

以上でございます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。2番木村高雄君の質疑を許します。

2番（木村高雄） 192件の条例の専決処分ということで、目を通すのも大変だったわけなんですけれども、これの専決処分ということで、博多市長職務執行者、「博多市長」でこれから呼ばせていただきたいと思うんですけれども、中身を調べていくうちに、博多市長が以前から合併に対する最大の効果は少子高齢化に対する対応だということを言ってきたわけでありましてけれども、特に 113番の田村市出生祝い金の支給条例ということでありますけれども、これに関しては1子に対して5万円の支給をするということで例規集の中にあるわけでありましてけれども、しかし、今まで行ってきた旧町村からのそういった誕生祝い金からするとかなりの減額になっているわけですね。そして、法定協議会の中のすり合わせ事項でも第3子以降については10万円の支給をするということが協議なされたわけでありましてけれども、その点、どのような協議がなされたか、答弁を求めます。

それにもう1点でありますけれども、126番の敬老祝い金の支給条例であります。これについても支給年代の引き上げとか、あとは平成17年度から20年までの4年間の経過措置があるわけでありましてけれども、この中で4年間、旧町村、これは大越町、常葉町、都路

村の74歳までのお年寄りは敬老祝い金が支給されないという、こういう不公平が生じているわけでありましてけれども、やはり合併というのは、先ほども言ったように、少子高齢化に対応するんだという前提に立てば、やはりこういったささやかなお年寄りについても不公平があってはならないのではないかと思います、答弁を求めます。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。

秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） それでは、木村議員からの質問でございます。

出生児祝い金、なぜ第3子以降10万円という内容の経過でございますが、これらにつきましては、今おただしのおり滝根町、それから常葉町、都路村においては祝い金を交付するという制度があって実施してまいりました。その中で2町ほどこの制度は設けておりませんでしたけれども、祝い金制度、これにつきましては人口の定住化、それから市勢の活性化、それから未来を託す子供たちの前途を祝すと。地域の宝でございます。それらについて健やかな成長を願うことを目的として今まで実施してきたわけでございますが、今度、合併によりまして、未実施の町も含めまして市民平等という観点から、公平公正の原点ということで検討して合併協議会ですり合わせをしてきた経緯があります。このようなことから給付対象を出生の地区に1年以上保護者が住所を有しておれば対象になるということでございます。なお、滝根町におきましては2月28日でございますが、3月1日現在まで対象者であるという方については今後も支給をしてまいると。その中で、合併協議会で大変喧々諤々論議されてきたというようなことでございますが、それらについては、その経過について私はちょっと勉強不足で申しわけございませんが、この分については従来どおりの5町村全部公平、公正の原点から支給するというところでございます。

それから、敬老祝い金につきましては、今おただしありましたけれども、平成20年まで、段階的に持っていくということでございますが、これらにつきましても80歳以上に交付しているのは都路村、75歳以上に交付しているのは大越、常葉、70歳以上は船引、滝根町でございます。これらにつきましても郡内といいますが、合併前の三春、小野町も含めまして75歳以上に支給されているということでございます。これらの制度が設けられた時期から比べますと、元気な高齢者が多くおましてまだ健康で現役であると。若者に負担もかけられないというふうな考えもあるというようなことも伺っております。このようなことから今回の合併協定において75歳以上の高齢者の方々に交付するということではいかがかというふうなことになりまして、なお、実施に当たりましては平成20年度まで経過措置を

設けまして、現在70歳で支給を受けている方々を段階的に75歳以上の高齢者に交付するといったことでは了承を賜りたいと思います。

先ほど話がありましたように、2町、これは滝根と船引、これらについては支給されるが、それ以外はなっていないということでございますが、これらにつきましても段々と調整をして持っていくというふうな流れになったという経緯でございます。

以上でございます。

議長（三瓶利野） 木村高雄君。

2番（木村高雄） 最初のいわゆる出生祝金でありますけれども、答弁の内容では実施されていない地域と、平均すればそのぐらいの金額が妥当じゃないかという執行部の答弁だったと思いますけれども、しかし、いずれにしてもやはり法定協議会のすり合わせで3子以降10万円を支給するという、そういうすりつけをしているわけですから、これについては決まってしまった条例だから仕方がないということではなくて、こういった議会と執行部のやりとりの中で見直すべきところは見直していただきたい。このことを要望したいと思います。

さらに敬老祝い金についてでありますけれども、これについてはやはり経過措置で4年間もらえないというのは幾ら丈夫とはいってもやはりささやかな楽しみですよ、これは。丈夫で孫に敬老祝い金でいろいろ買ってあげる。そういうささやかな楽しみが各町村間で不公平が生じているというのは、やはり田村市になったという意味合いから見てもバランスがとれない。やはり私はこれは認められない、このように思います。ぜひとも改善を求めるものであります。この点について答弁を求めます。

議長（三瓶利野） 秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） ただいまのおただしの件でございますが、やっと条例の審議でございます。これにつきましてはまだ全部目を通したという中での把握ができておりませんが、これにつきましては行政局ともいろいろとございますので、それらについては検討をさせていただきたいと、こう考えます。

議長（三瓶利野） ほかに質疑ありませんか。26番渡辺勇三君の質疑を許します。

26番（渡辺勇三） 2番議員さんと全く同じでダブりますけれども、やはり1番から192番までは、私は都路なんですけれども、やはり船引の方のやっている中身はわからないということです。だから、やはりこれはその都度の何かにつけての出来事に対してはその都度速やかに変更していただきたいということを述べておきます。

議長（三瓶利野） だだいまの質疑であります、要望ということでよろしいですか。それとも答弁を求めますか。（「答弁は要らないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。2番木村高雄君。

2番（木村高雄） だだいま承認第1号の113号と126番に対する反対討論を行いたいと思います。

議長（三瓶利野） それでは、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。2番木村高雄君。

（2番 木村高雄議員 登壇）

2番（木村高雄） 承認第1号の反対討論を行います。

192件の条例改正で190件は承認できるものですが、2件については承認できるものではありません。

まず、113番の田村市出生児誕生祝金支給条例であります。この条例は人口の定住化と増進を図るとともに、未来を託せる出生児を祝福し出生児の福祉向上に寄与するとし、大きな子育て支援策であります。しかし、田村市となり、その支給額は5万円と、旧町村で行っていた祝い金支給額より大きく減額となりました。例えば滝根町の例をとれば、第1子は月額5,000円で1年間で6万円、第2子は月額でこれも5,000円で2年間で12万円、第3子は月7,000円で3年間で25万2,000円、第4子以降は月1万円でこれも3年間で36万円あります。このような事例と比較しても減額しているということは明らかであります。

さらに問題なのは合併協議会でこの問題が継続審議となり、第3子以降については10万円を支給するとされているにもかかわらず、今回の条例にはそのことが盛り込まれておりません。私は支給の上積み、少なくとも第3子以降については法定協議会で確認された金額を支給するよう条例を見直しするべきと強く要求します。

また、126番の敬老祝い金支給条例についても、支給年齢の引き上げや、平成17年から20年までの4年間の経過措置として74歳までの祝い金をもらえない旧町村、これは大越町、常葉町、都路などがあり、お年寄りのささやかな楽しみを奪うばかりか、不公平も生まれるわけあります。同じ田村市民のお年寄りとして等しく敬老祝い金が支給されるよう改

めるべきであります。

合併の最大の効果とされていたのが少子高齢化の対応でありましたが、今回の条例の専決処分は子育て支援の大きな後退、敬老祝い金の対応にも不公平が生じるものであります。したがって、113番の田村市出生児誕生祝金支給条例、126番の敬老祝金支給条例、この2件の専決処分は認められない。これが私の反対の理由であります。

どうか議員皆様方の御賛同をお願いし、討論を終わります。

以上です。

議長（三瓶利野） 次に、賛成討論の発言を許します。

ありませんか。69番菅野善一君。

（69番 菅野善一議員 登壇）

69番（菅野善一） 賛成討論を申し上げます。

ただいまの件については、192件という膨大な条例の設置でありまして、しかも合併協議会でそれぞれに協議済みのものであります。さらに、新市に向かってその運営またはその協議が空白を許されない、このような事項でありますので、これらについてすべて専決事項として承認をいたしたい。賛成を申し上げます。

以上です。

議長（三瓶利野） ほかに討論ありませんか。46番早川栄二君。

（46番 早川栄二議員 登壇）

46番（早川栄二） 46番早川でございます。

賛成討論を申し上げたいと思います。

ただいま菅野議員よりも賛成討論があったわけでありましたが、その以前の反対討論、滝根の木村議員からあったわけでございますけれども、その192条例の中の113号、126号、その件についての反対でございましたけれども、ただいま菅野議員が言ったように、各5町村のそれぞれの8名をもって、40名の合併法定協議会の中で協議をなされ、それぞれの審議をそれぞれの立場で行ってきたわけでありまして、その中で、私たち旧常葉の場合は議会から2名の委員を選出していました。その中で、それぞれの条例を審議してきたわけでありまして、ただいま木村議員の反対討論の中であった113、これらについてちょっと説明を申し上げたいと思います。

滝根は、当然第1子が月5,000円の1年間、第2子が月5,000円の2年間、第3子は月7,000円の3年間、第4子以降は月1万円の3年間でございます。また、都路については、

6か月以上在住していれば第1子、第2子について5万5,000円。第3子については16万6,000円。第4子については27万7,000円。第5子以降は44万3,000円限度という形になっておりました。また、常葉については第1子について5万円、第2子が10万円、第3子が15万、第4子以降が20万円という形であったわけでございます。また、5町村の中の大越、船引町については、出生祝い金はございませんでした。

そんな中で、これは合併協議会の第59号で協議された部分でございます。最初に出された案は第1子、第2子がなくて、第3子以降に10万円以上という形で出されたわけでございます。それらについて、私たちは常葉の旧議会の中で、継続審議にさせていただいて審議しました。その結果、第1子から5万円の出生祝い金をお願いしたいという形で申し上げて、以後、決定したわけございましたので、それらについての何ら問題はないというふうに考えておりますので、私はこういった中で滝根と都路、常葉の出生数よりも、なかった大越、船引を足した時の第1子以降の出生の数が多くなるので、総額的に旧滝根、都路、常葉の総額よりも田村市としての旧5町村の出生の数の方が多いというように考えておりますし、細かい部分の計算はしていませんが、そういった中での出生祝い金、ただいま113号で審議したものの、この形でよいというふうに考えております。また、それらについての審議は、これから継続していく審議の中でいろいろな形で協議をしていけばよいものというふうに考えております。

また、126の敬老祝い金についてもいきなり70歳から75歳ではなく、段階を踏まえての形でございますし、そういった中でやっていくのは当然であるし、田村市以外の県内のそれぞれの市においても75歳から、中には78歳以上の敬老式典という年齢制限も出されていくところもあります。そういったことを踏まえて、我が3月1日からの田村市においての192、その中の113、126、当然このままでいってほしいという賛成討論といたします。

以上です。

議長（三瓶利野） ほかに討論ありませんか。31番渡辺ミヨ子君。

31番（渡辺ミヨ子） この113番と126番……

議長（三瓶利野） 渡辺ミヨ子君に申し上げますが、賛成の討論でしょうか、反対の討論でしょうか。

31番（渡辺ミヨ子） 賛成の討論になると思います。

議長（三瓶利野） 賛成討論ですね。（「はい」の声あり）

それでは、発言を許します。

(31番 渡辺ミヨ子議員 登壇)

31番(渡辺ミヨ子) 113番の事項と126番の事項なんですけれども、少子高齢社会において、相当議論がなされてきたものだと思います。したがって、現在はここにいるすべての人々が経験したことのないような超少子高齢化社会に今あると言われております。私たちがかつて経験したことのない、世界にも類を見ないような超少子高齢化社会にあると言われる時代にあって、相当の議論がなされてこのように決まったのだと思いますが、幾ら高額なお金を支給したところで、少子化が改善されるとは思いません。そして、高齢者に対しては今まで相当手厚い対策がされてきたと思います。そのバランスをとっていく必要がありますし、あと少子化の問題ですけれども、私はある人からこういうことを聞かれたことがあります。「私は6人子供がいる。あなたぐらいの年代の人に子供が6人いるからと笑われた」と、そういう社会状況というか、そういう人々の意識を改革していかなければ少子化はこれから改善されないと思いますので、これから、そういうことにおいても十分検討していただきたいと思いますので、この案には賛成といたします。

議長(三瓶利野) ほかに討論ありませんか。15番新田耕司君。

15番(新田耕司) 議事進行についての動議を提出します。

議長(三瓶利野) それでは、これをもって討論を終結いたします。(「議事進行についての動議を提出します」の声あり)

15番新田耕司君。

15番(新田耕司) 動議が認められたので、動議の提出を会議に諮っていただきたいと思っております。

議長(三瓶利野) 暫時休議します。

午前10時56分 休議

午前11時03分 再開

議長(三瓶利野) 休議前に引き続き、再開いたします。

ただいま動議により議事進行と直ちに採決を求める動議がなされました。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（三瓶利野） 日程第2、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。（「議事進行動議を提出します」の声あり）

議長（三瓶利野） 15番新田耕司君。

15番（新田耕司） ただいま議事進行の動議を提出するわけですが、会議に私の動議を採択するか、しないかを諮っていただきたいと思います。それによって、日程に追加するか、しないかを採決をしていただきたいと思います。

内容につきましては、先ほど承認第1号の議事進行の動議ですが、議長の進行の方法について、まず一つは、質疑者が事前に質疑を通告して質疑をしているのかどうか。それから、討論ですが、田村市の会議規則第52条にありますように、まず討論は反対討論、そして賛成討論、すべて通告をもって交互にすることになっておるんですが、先ほどの進行についてはその会議規則を無視して討論をさせたような状態でございますので、正常な議事運営をお願いしたいと思います。

議長（三瓶利野） 暫時休議します。

午前11時04分 休議

午前11時11分 再開

議長（三瓶利野） ただいまの動議がありましたけれども、この動議につきましては、会議規則第16条の規定によりまして、6人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならないとあります。この場合に動議が成立いたします。ついては、ここで一たん休議をしますので、6人の賛成者とともに連署して議長に提出をしていただきたいと思います。

議長（三瓶利野） 暫時休議いたします。

午前11時11分 休議

午前 11 時 21 分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

先刻、15番新田耕司君より議事進行についての動議が提出されました。賛成者の連署で議長に提出するよう求めたわけではありますが、ここで賛成者がいるかどうかを諮ってほしいということでもありますので、15番新田耕司君の動議に賛成する方はご起立をお願いしたいと思います。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 賛成者7名であります。

それでは、賛成者が6名以上でありました。議事進行とそれから採決することについての動議が成立いたしました。

ここで採決を改めて行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。

15番新田耕司君。

15番（新田耕司） 承認第1号は既に採決されておりますので、一事不再議になりますので、議事録を確認し、同じ議案を2回採決するということはどういうものか、お諮り願います。

議長（三瓶利野） ただいま新田耕司議員より発言がありました。先ほど採決をいたしておりますので、本件については原案のとおり決することといたしたいと思います。異議ありませんか。2番。

2番（木村高雄） 反対があった場合には起立採決というのが会議規則にあるのではないですか。

議長（三瓶利野） 先ほど、本案に対して異議ありませんかということをお諮りしましたが、異議なしということで、「異議あり」という声がこちらに届いておりませんでした。もし異議ある場合には挙手をしてもらわないとこちらに、何せ人数が多いものですから、こちらに声が届きません。これからも発言する場合、特に異議がある場合には挙手をしていただかないと声が届きませんので、お願いをしておきたいと思います。15番。

15番（新田耕司） 私の動議が成立しましたので、日程に追加して議会に諮っていただきたいと思います。

議長（三瓶利野） 57番照山成信君。

57番（照山成信） 57番照山成信でございます。

田村市誕生の大切な議会でございますから、議事規則にのっとりてきちっと議事整理をしてほしいと。それから大変議場が混乱していますから、議運を開催して議運で議事整理をして、その議運の指示に従ってこの議会の運営をしていただきたいと、こんなふうに思います。動議が成立をしているということもございませうので、議運に諮ってきちっと整理をしたものを議長が議場に提出をして議事さばきをしてほしいと、このようにお願い申し上げます。

議長（三瓶利野） それでは、議長の裁量で申し上げますけれども、これより休議をいたしまして、この間に議会運営委員会を開催をしていただきたいと思います。

暫時休議いたします。

午前 1 1 時 2 6 分 休議

午前 1 1 時 4 6 分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営副委員長（佐藤 喬） ただいま議会運営委員会を開きましたところ、ただいまの動議を議案として追加します。

議長（三瓶利野） ただいま議会運営委員会の報告のとおり、議案として追加されることになりました。

15番新田耕司君の発言を許します。15番新田耕司君。

15番（新田耕司） 貴重なお時間を割いていただきまして、大変重要な案件がそろっておりますが、私の動議を採択していただきましてありがとうございます。

動議の提案理由の説明を申し上げたいと存じますが、本日の議会におきましては、大変重要な専決処分、承認案件がございます。これらを短期間のうちに進めてまいらなければならないと考えておりますので、今後の議事進行に際しては正常なる議事運営をお願いしたいと思います。それに対して私が動議を提出したわけでございますので、今後の議事進行について正常な議事進行をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（三瓶利野） それでは、ただいまの動議に対して採決したいと思います。

賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(三瓶利野) 賛成多数であります。この追加議案は可決されました。

つきましては、先ほどは私の議事進行上の不手際で御迷惑をおかけしましたが、これからの議案の審議あるいは議事進行に当たりましてはこのようなことのないよう努めてまいりたいと思っておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

それでは、ここで昼食休憩のため、休議いたします。

再開は午後1時といたします。

午前 11時49分 休議

午後 0時57分 再開

議長(三瓶利野) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長(三瓶利野) 日程第2、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長(相良昭一) 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて(平成16年度田村市一般会計暫定予算について)、補足して御説明を申し上げます。

暫定予算につきましては、合併5町村がそれぞれ平成16年度一般会計予算として計上し執行してきたもののうち、平成17年2月までに執行したものを除く、未収、未払い、残事業など未執行分について計上したものであります。

暫定予算の表紙をお開き願います。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億6,659万3,000円と定めたものであります。

1ページ、「第1表 歳入歳出暫定予算」であります。

まず、歳入第1款市税2億8,279万2,000円、全体の構成比は5.3%でございます。内訳は、第1項市民税9,091万1,000円、第2項固定資産税1億7,506万3,000円、第3項軽自動車税51万3,000円、第4項市町村たばこ税1,624万3,000円、その他、鉱産税、入湯税であります。

第2款地方譲与税1億5,111万5,000円。全体の構成比は2.8%でございます。内訳は、第1項所得譲与税3,767万円、第2項自動車重量譲与税8,213万6,000円、第3項地方道路譲与税3,130万9,000円であります。

第3款利子割交付金 711万 1,000円。

第4款配当割交付金82万 8,000円。

第5款株式等譲渡所得割交付金 172万 4,000円。

第6款地方消費税交付金 8,556万 9,000円。全体の構成比 1.6%でございます。地方消費税に相当する額につきまして都道府県より精算した後の金額の2分の1に相当する額が市町村に交付されるものであります。

第7款自動車取得税交付金 5,289万 9,000円。全体の構成比 1.0%でございます。県が自動車取得税として収納した税収の95%のうち70%を市町村道の延長、面積按分により交付されるものであります。

第8款は地方特例交付金であります。旧町村において収入未済額はございませんので、計上はございません。

第9款地方交付税 4億 6,236万 4,000円、全体の構成比 8.6%でございます。特別交付税であります。前年度5町村の交付額を基準に国の財政動向を勘案し、見込み計上したものであります。

第10款交通安全対策特別交付金 242万 7,000円でございます。

第11款分担金及び負担金 1,858万 6,000円。内訳は、第1項分担金 994万 9,000円、第2項負担金が 863万 7,000円であります。

第12款使用料及び手数料 4,003万 5,000円、全体の構成比 0.7%でございます。第1項使用料 2,852万 8,000円、第2項手数料 1,151万 7,000円であります。

第13款国庫支出金 8億 273万 1,000円、全体の構成比15.0%でございます。内訳は、国庫負担金 3億 8,068万 2,000円、国庫補助金 4億 1,815万 3,000円、国庫委託金 389万 6,000円であります。

第14款県支出金 8億 2,691万 8,000円、全体の構成比15.5%でございます。内訳は、県負担金 993万 7,000円、県補助金 7億 1,878万 8,000円、県委託金 882万 3,000円であります。

第15款財産収入 913万 7,000円。

第16款寄附金 2,000円でございます。

第17款繰入金 8,282万 6,000円。全体の構成比 1.5%でございます。内訳は、特別会計繰入金 2,650万 7,000円、基金繰入金 5,631万 9,000円あります。

第18款は繰越金であります。計上はございません。

第19款諸収入 4億 1,532万 9,000円、全体の構成比は 7.7%でございます。貸付金元利収入 1億 5,365万 4,000円。受託事業収入 1,603万 2,000円、雑入 2億 4,558万円が主なものでございます。

第20款市債21億 2,420万円、全体の構成比は39.7%でございます。減税補てん債借りがえ債 4億 2,800万円、庁舎建設事業債 2億 100万円のほか、平成16年度の事業として行った各種建設事業などの起債借り入れでございます。

次に、4ページをお開き願います。

歳出第1款議会費 2,415万 7,000円、全体の構成比は 0.5%でございます。議員報酬、議会運営費、職員人件費などがあります。

第2款総務費 4億 9,579万 3,000円、全体の構成比は 9.2%でございます。第1項総務管理費 3億 2,595万 5,000円は職員人件費、合併に要する経費、行政区長報酬などが主なものであります。第2項徴税費 5,919万 7,000円は市税の賦課徴収に要する経費であります。第3項戸籍住民基本台帳費 1,948万 1,000円は職員人件費、電算システム使用料などが主なものであります。第4項選挙費 631万 8,000円は市長選挙に要する経費が主なものであります。第5項統計調査費 8,341万 2,000円は農林業センサス調査、国土調査事業などに要する経費でございます。第6項監査委員費は職員人件費が主なものでございます。

第3款民生費 5億 2,444万 1,000円、全体の構成比は 9.8%でございます。第1項社会福祉費 4億 5,531万 4,000円は職員人件費、国民健康保険のほか各特別会計への繰出金、老人福祉費、介護老人保健施設費補助金、心身障害者福祉費、障害者支援費事業費などが主なものであります。第2項児童福祉費 4,033万 5,000円は職員人件費、保育所・児童館運営費が主なものでございます。第3項生活保護費 2,829万 2,000円は職員人件費、扶助費であります。第4項災害救助費50万円は応急救助費であります。

第4款衛生費 1億 9,532万 8,000円、全体の構成比は 3.6%でございます。第1項保健衛生費 8,020万 9,000円は職員人件費、乳幼児医療給付費、予防接種事業費、合併処理浄化槽設置整備事業費などがございます。第2項清掃費 5,889万 3,000円は職員人件費、ごみ処理に要する経費であります。第3項簡易水道事業費 940万 5,000円。第4項水道費 4,682万 1,000円は特別会計、水道事業会計への繰出金であります。

第5款労働費 172万 8,000円でございます。

第6款農林水産業費 4億 5,482万 7,000円、全体の構成比は 8.5%でございます。第1項農業費 3億 4,327万 2,000円は職員人件費、農業委員会、農業振興、土地改良事業など

に係る経費であります。第2項林業費1億1,155万5,000円は森林整備、林道整備などに係る経費であります。

第7款商工費2,725万9,000円、全体の構成比は0.5%でございます。職員人件費、商業振興費、船引駅複合施設管理運営費が主なものであります。

第8款土木費6億4,997万9,000円、全体の構成比は12.1%でございます。第1項土木管理費2,466万8,000円は職員人件費が主なものであります。第2項道路橋りょう費3億8,233万8,000円は道路、橋りょうの維持管理費、道路改良舗装事業費などでありま

す。第3項河川費513万円は河川改良工事費が主なものであります。第4項都市計画費2億3,104万4,000円は船引東部地区土地区画整理事業、公共下水道事業特別会計への繰出金、公園整備費などでありま

す。第9款消防費3,498万5,000円、全体の構成比は0.7%でございます。職員人件費、非常備消防費、防災無線の維持管理経費であります。

第10款教育費6億6,025万8,000円、全体の構成比は12.3%でございます。第1項教育総務費3,767万7,000円は教育委員会事務局に係る経費及び通学対策費、児童生活センター運営に係る経費であります。第2項小学校費4億7,307万8,000円は小学校の学校管理及び教育振興に係る経費、小学校建設に係る経費でございます。第3項中学校費2,240万2,000円は小学校費と同様、学校管理、教育振興に係る経費でございます。第4項幼稚園費5,614万9,000円は幼稚園運営費及び幼稚園建設事業費であります。第5項社会教育費3,861万6,000円は職員人件費、公民館、図書館、文化センターの管理運営費のほか、文化財保護費であります。第6項保健体育費3,233万6,000円は体育施設の維持管理、学校給食運営の経費であります。

第11款災害復旧費、1億2,514万8,000円、全体の構成比は2.3%でございます。内訳は、農林水産施設災害復旧費9,271万7,000円、公共土木施設災害復旧費3,243万1,000円でありま

す。第12款公債費17億3,082万9,000円、全体の構成比は32.3%でございます。市債の償還元金及び償還金利息、一時借入金利息であります。

第13款諸支出金4億1,795万2,000円、全体の構成比は7.8%でございます。内容は、財政調整基金積立金、旧町村借入金返済金などでありま

次に、改めて表紙の裏をごらんください。

第2条地方債でございますが、7ページから9ページまでの「第2表 地方債」のとおり、旧5町村において既に議決を受けていたもののうち、3月に借入れを行うものについて改めて定めたものであります。

第3条一時借入金につきましては、地方自治法 235条の3第2項の規定により、借入れの最高額を25億円と定めたものであります。

第4条は地方自治法第 220条第2項ただし書きの規定により、暫定予算の各項の経費の金額を流用することができるものを規定したものであります。

以上、平成16年度田村市一般会計暫定予算の補足説明を申し上げます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（三瓶利野） 日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し、生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

暫定予算につきましては、合併5町村で執行してきたもののうち、平成17年2月までに

執行したものを除く、未収、未払いの残事業など未執行分についてでございます。

それでは、暫定予算の表紙をお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億9,393万円と定めたものであります。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出暫定予算であります。

まず、歳入第1款国民健康保険税1億2,791万6,000円、全体の構成比は16.1%でございます。内訳は、一般被保険者分1億1,185万1,000円、退職被保険者分1,606万5,000円でございます。

次に、第2款国庫支出金4億7,515万5,000円、全体の構成比は59.8%でございます。内訳は、国庫負担金として療養給付費等負担金1億8,027万円、高額医療費共同事業負担金579万4,000円、国庫補助金といたしまして、普通調整交付金2億5,893万6,000円。特別調整交付金3,015万5,000円でございます。

次に、第3款療養給付費等交付金8,043万円、全体の構成比は10.1%でございます。これは退職被保険者医療費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

その他、第4款県支出金といたしまして高額医療費共同事業負担金965万3,000円。

第5款共同事業交付金1,699万9,000円。

第7款繰入金1,493万8,000円。

第9款諸収入6,880万5,000円でございます。なお、諸収入のうち、6,844万円は剰余金でございます。

続いて、歳出に移りますので8ページをお開きいただきたいと思います。

歳出第1款総務費1,596万4,000円、全体の構成比は2%でございます。内訳は、総務管理費257万円、徴税費1,313万9,000円、運営協議会費15万円、

裏のページになります。

趣旨普及費10万5,000円でございます。

次に、第2款保険給付費4億9,471万8,000円、全体の構成比は62.3%でございます。内訳につきましては、療養給付費、一般被保険者分3億3,780万2,000円、退職被保険者8,837万円。療養費、一般被保険者374万5,000円、退職被保険者分112万8,000円。高額療養費、一般被保険者分4,484万円、退職被保険者分898万円。出産育児一時金につきましては510万円、これにつきましては1人当たり30万円でございます。葬祭費318万円などでございます。

次に、第3款老人保健拠出金でございますが、7,907万9,000円、これにつきましては全体の構成比は10%でございます。これは老人医療費のうち国民健康保健被保険者分に係る拠出金の費用でございます。

次に、第4款介護納付金2,465万3,000円。これにつきましては全体の構成比は3.1%でございます。これは介護2号被保険者に係る納付金でございます。

その他、高額医療費共同事業に係る拠出金1,853万8,000円、構成比にいたしまして2.3%。

生活習慣病予防等保健事業費895万2,000円、これは構成比1.1%などでございます。

さらに医療費の増に備えまして予備費といたしまして1億4,386万6,000円を計上するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（三瓶利野） 日程第4、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し産業建設部長から補足説明を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（平

成16年度田村市簡易水道事業特別会計暫定予算について)、補足して御説明を申し上げます。

滝根、都路、常葉行政局の簡易水道施設及び本庁事務経費を予算計上したものでございます。歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ1億987万5,000円と定めるものであります。

1ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出暫定予算」であります。歳入の第1款588万1,000円は水道使用料及び量水器使用料であります。

第3款分担金及び負担金60万4,000円は給水工事の分担金であり、第6款繰入金940万5,000円は簡易水道事業運営費繰入金50万5,000円、建設改良工事費に充当するための建設事業等繰入金890万円の一般会計繰入金であります。

第8款諸収入4,518万5,000円は滝根町簡易水道事業特別会計決算剰余金であります。

第9款市債4,880万円は都路行政局における簡易水道事業債となっております。

2ページをお願いいたします。

歳出の第1款総務費187万円は担当職員の人件費と事務経費が主なものであります。

第2款事業費6,073万9,000円は施設維持管理経費の3,553万9,000円と施設改修工事に伴う事業改良費2,520万円であります。

第3款工事費は滝根行政局における簡易水道施設の維持補修工事費が主なものであり、121万2,000円と給水工事費の90万5,000円であります。

第4款公債費は長期債の元利償還金724万3,000円であります。

第5款諸支出金の3,380万6,000円は都路村簡易水道借入金返済に伴う補てん金であります。

第6款予備費は410万円であります。

3ページをお願いいたします。

第2表の地方債でございますが、旧5町村において既に議決を受けていたもののうち3月に借入れを行うものについて改めて定めたものでございます。簡易水道事業債の借入れ限度額4,880万円は都路行政局簡易水道施設の借入金の返済、建設改良工事費に充当するものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長(三瓶利野) これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長(三瓶利野) 日程第5、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し企画調整部長から補足説明を求めます。郡司企画調整部長。

企画調整部長(郡司健一) 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(平成16年度田村市滝根町観光事業特別会計暫定予算について)、補足説明を申し上げます。

暫定予算につきましては、平成16年度滝根町観光事業特別会計予算として計上し、執行してきたもののうち、平成17年2月までに執行したものを除く、未収、未払い、残事業など未執行分について計上したものでございます。

暫定予算の表紙をお開き願います。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,422万2,000円と定めたものであります。

1ページ、第1表歳入歳出暫定予算であります。

まず、歳入第1款諸収入2,234万5,000円、全体の構成比は23.7%でございます。内訳は、第1項収益事業収入2,234万5,000円、これは入水鍾乳洞入洞料、交流施設の利用料、加工場の売上料、あぶくま洞入洞料、レストハウス利用料などであります。

第3款繰越金7,187万7,000円、全体の構成比は76.3%でございます。内訳は、第1項繰越金7,187万7,000円、純繰越金であります。

次に、2ページをお開き願います。

歳出第1款観光事業費 3,612万 3,000円、全体構成比は38.3%でございます。第1項観光費 3,612万 3,000円、職員人件費、観光振興公社への運営委託料、消費税などが主なものであります。

第2款公債費 1,056万 2,000円、全体の構成比は11.2%でございます。第1項公債費 1,056万 2,000円、長期債元金利子償還金であります。

第4款諸支出金 2,650万 9,000円、全体の構成比は28.1%でございます。第1項繰出金 2,650万 9,000円、一般会計繰出金であります。

第5款予備費 2,102万 8,000円、全体構成比22.3%でございます。第1項予備費 2,102万 8,000円、観光事業特別会計暫定予算の予備費でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（三瓶利野） 日程第6、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し企画調整部長から補足説明を求めます。郡司企画調整部長。

企画調整部長（郡司健一） 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（平

成16年度田村市都路町観光事業特別会計暫定予算について)、補足説明を申し上げます。

暫定予算につきましては、平成16年度都路町観光事業特別会計予算として計上し執行してきたもののうち、平成17年2月までに執行したものを除く、未収、未払い、残事業など、未執行分について計上したものであります。

暫定予算の表紙をお開き願います。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,067万1,000円と定めたものであります。

1ページ、第1表歳入歳出暫定予算であります。

まず、歳入第1款諸収入1,952万2,000円、全体の構成比は94.4%でございます。内訳は第1項収益事業収入2,000円、観光施設等使用料であります。第2項雑入1,952万円、これは決算剰余金であります。

第2款財産収入114万9,000円、全体の構成比は5.6%でございます。内訳は、第1項財産売払収入114万9,000円、これは乾草売払収入、廃用肥育牛売払収入などあります。

次に、2ページをお開き願います。

歳出第1款観光事業費1,018万2,000円、全体構成比は49.3%でございます。第1項公園事業費557万4,000円、職員人件費、公園事業運営費などあります。第2項牧場事業費460万8,000円、職員人件費、牧場事業運営費などあります。

第3款予備費1,048万9,000円、全体の構成比は50.7%でございます。第1項予備費1,048万9,000円、観光事業特別会計暫定予算の予備費でございます。

以上で補足説明を終わりますが、よろしくお願いをいたします。

議長(三瓶利野) これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長(三瓶利野) 日程第7、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し産業建設部長から補足説明を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長(塚原 正) 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて(平成16年度田村市農業集落排水事業特別会計暫定予算について)、補足して御説明を申し上げます。

この特別会計は、滝根行政局畑中地区農業集落排水施設に係るものでございまして、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ960万6,000円と定めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出暫定予算」であります。歳入は第2款現年度分の使用料及び手数料67万5,000円と第3款一般会計からの繰入金893万1,000円であります。

2ページをお願いいたします。

歳出第1款総務費129万1,000円ありますが、第1項総務管理費35万8,000円は職員の人件費、第2項施設管理費93万3,000円は施設維持管理経費等であります。

第3款公債費801万6,000円は長期債償還金の元金と利子でございます。

第4款予備費は29万9,000円となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長(三瓶利野) これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（三瓶利野） 日程第 8、承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し企画調整部長から補足説明を求めます。郡司企画調整部長。

企画調整部長（郡司健一） 承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成16年度田村市宅地造成特別会計暫定予算について）、補足説明を申し上げます。

宅地造成特別会計暫定予算につきましては、平成16年度宅地造成特別会計予算として計上し、執行してきた星の村ニュータウンの宅地分譲に係る事業費のうち、平成17年2月までに執行したものを除く、未収、未払、償還金など未執行分について計上したものであります。

暫定予算の表紙をお開き願います。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,346万 2,000円と定めたものであります。

1 ページ、「第 1 表 歳入歳出暫定予算」であります。

まず、歳入第 1 款財産収入であります。内訳は、第 1 項財産売払収入 1,346万 2,000円であります。これは星の村ニュータウン分譲地の売払収入であります。

次に、2 ページをお開き願います。

歳出第 1 款事業費であります。内訳は、第 2 項諸支出金 629万 7,000円、これは郡山土地開発公社への償還金であります。第 3 項予備費 716万 5,000円につきましては、歳入超過額を計上したものであります。以上でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（三瓶利野） 日程第9、承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し産業建設部長から補足説明を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成16年度田村市公共下水道事業特別会計暫定予算について）、補足して御説明を申し上げます。

初めに、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億 2,990万 7,000円でございます。

1 ページをお願いいたします。

「第1表歳入歳出暫定予算」であります。

第1款国庫支出金 3億 4,591万 4,000円の内訳は、公共下水道整備事業費補助金が1億 891万 4,000円、特定環境保全公共下水道補助金 2億 3,700万円です。

第2款県支出金 2,035万円の内訳は、公共下水道整備事業費補助金 800万円、特定環境保全公共下水道補助金 1,235万円です。

第3款繰入金 2,265万 5,000円は一般会計からの繰入金です。

第4款市債 8億 3,520万円の内訳は、公共下水道債 4億20万円、大滝根川流域下水道債 4億 3,500万円です。

第5款諸収入 82万 5,000円は雑入です。

第7款分担金及び負担金の 249万 8,000円は、受益者負担金です。

第8款使用料及び手数料 246万 5,000円の内訳は、第1項使用料 245万 5,000円は受益

者負担金、第2項手数料1万円は工事店指名手数料であります。

次に、2ページをお開き願います。

歳出第1款下水道管理費720万円は職員人件費、公共下水道管理経費、流域下水道管理費負担金などであります。

第2款下水道建設費4億4,276万7,000円、職員人件費、公共下水道建設費、特定環境保全公共下水道建設費、流域下水道管理費などあります。

第3款公債費3,917万2,000円は長期償還金の元金利子及び一時借入金利子であります。

第4款諸支出金7億3,202万4,000円は旧町村借入金返済費であります。

第5款予備費は874万4,000円あります。

「第2表 地方債」であります。流域下水道事業の借り入れ限度額4億3,500万円は大滝根川流域下水道事業負担金に充てるため、また公共下水道事業の借り入れ限度額4億2,000万円は滝根、船引、大越、常葉行政局内の公共下水道事業建設費に充てるものであり、資金運用部及び公営企業金融公庫資金を利用するものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（三瓶利野） 日程第10、承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成16年度田村市授産場事業特別会計暫定予算について）、補足説明申し上げます。

暫定予算につきましては、合併5町村のうち船引町が平成16年度授産場特別会計予算として計上し執行してきたもののうち、平成17年2月までに執行したものを除く、未収、未払い、残事業など未執行分について計上したものであります。

暫定予算の表紙をお開き願います。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 898万 6,000円と定めたものであります。

1ページでございます。「第1表 歳入歳出暫定予算」であります。

まず、歳入第1款分担金及び負担金 111万円、全体の構成比は12.4%でございます。内訳につきましては、社会福祉施設負担金 111万円であります。

第2款使用料及び手数料22万 8,000円、全体の構成比は 2.5%でございます。その内訳につきましては、社会福祉施設使用料22万 8,000円でございます。

第3款繰入金 143万 4,000円、全体の構成比は16%でございます。これにつきましては一般会計繰入金 143万 4,000円でございます。

第4款事業収入 621万 3,000円、全体の構成比は69%でございます。内訳につきましては、受託加工料 621万 3,000円でございます。

第5款諸収入 1,000円は全体の構成比 0.1%でございます。存目です。

次に、2ページをお開き願います。

歳出第1款授産場費 898万 6,000円、全体の構成比は 100%でございます。これについての内訳は、第1項管理運営費 277万 3,000円につきましては、職員人件費、管理運営に要する経費等でございます

6ページでございますが、第2項事業費 621万 3,000円につきましては、作業員の賃金、機械等維持管理費、製品及び原材料運搬費等であります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（三瓶利野） 日程第11、承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） それでは、承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成16年度田村市総合福祉センター特別会計暫定予算について）、補足説明申し上げます。

暫定予算につきましては、合併5町村のうち船引町が平成16年度総合福祉センター特別会計予算といたしまして計上し執行してきたもののうち、平成17年2月までに執行したものを除く未収、未払い、残事業等などの未執行分について計上したものであります。

暫定予算の表紙をお開きいただきます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,375万7,000円と定めたものであります。

1ページの「第1表 歳入歳出暫定予算」であります。

まず、歳入第1款使用料及び手数料162万4,000円、全体の構成比につきましては11.8%でございます。内訳につきましては、使用料が162万4,000円でございます。

第2款繰入金1,004万2,000円、全体の構成比は73%でございます。これにつきましては一般会計繰入金1,004万2,000円ということでございます。

第3款事業収入208万円、全体の構成比につきましては15.1%でございます。この内訳でございますが、販売品売上収入が208万円でございます。

第4款諸収入1万1,000円、全体の構成比は0.1%でございます。雑入で1万1,000円でございます。

次に、2ページをお開きを願います。

歳出第1款福祉センター費1,365万7,000円、全体の構成比は99.3%でございます。第1項福祉センター費1,278万4,000円につきましては一般職員人件費、臨時職員費、管理運営費、維持管理費、食堂売店等の事業費等でございます。第2項周辺管理費87万3,000円につきましては、就業改善センター維持管理費、総合自然林管理費、公園管理費等でございます。

第2款予備費10万円につきましては、全体の構成比0.7%でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（三瓶利野） 日程第12、承認第12号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し産業建設部長から補足説明を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 承認第12号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成16年度田村市船引東部地区土地区画整理事業特別会計暫定予算について）、補足して御

説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出暫定予算」であります。歳入歳出の総額を1億5,728万6,000円と定めるものであります。

歳入の第2款繰入金ですが、一般会計より1億3,728万6,000円の繰り入れと、第3款諸収入として船引東部地区土地区画整理事業清算金の徴収で第1回分割納入と一括納入を合わせて2,000万円を見込んでおります。

2 ページをお願いいたします。

歳出の第1款土地区画整理費7,168万6,000円は、土地区画整理事業費で福島県区画整理協会と契約しております土地区画整理事業換地処分委託料が主なものであります。

第2款公債費の8,560万円は長期償還金の元金と利子であります。

なお、参考までに区画整理事業の内容を申し上げますと、昭和61年度から事業に着手し、昭和63年度から造成工事に着工、施工面積76.1ヘクタール、総事業費99億6,500万円を投じて宅地造成工事を始め、都市計画道路や区画道路、公園等を整備し、新しい市街地を形成したものでございます。面整備工事は平成12年度末で完了し、その後換地処分に向けて確定測量を実施、平成16年12月17日に換地処分の公告、同12月24日に竣工記念式典を行ってまいりました。今後は清算金の処理期間が5年間ありますので、最終施工年度は平成21年度までとなっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長(三瓶利野) 日程第13、承認第13号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長(秋元正信) 承認第13号 平成16年度田村市診療所特別会計暫定予算の補足説明を申し上げます。

暫定予算につきましては、平成16年度都路村診療所特別会計予算として計上し執行してきたもののうち、平成17年2月までに執行してきたものを除く、未収、未払い、残事業などの未執行分について計上したものであります。

暫定予算の表紙をお開き願います。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,600万円と定めたものであります。

1ページの「第1表 歳入歳出暫定予算」表でございますが、まず、歳入でございます。

第1款診療収入5,509万6,000円、全体の構成比で98.4%でございます。内訳につきましては、第1項入院収入1,352万円、第2項外来収入4,003万円でございます。第3項その他の収入154万6,000円でございます。

第2款使用料及び手数料24万5,000円、全体の構成比は0.4%でございます。内訳につきましては、第1項の手数料21万5,000円、第2項使用料3万円でございます。

第7款諸収入65万9,000円、全体の構成比で1.2%でございます。内訳は、第1項雑入65万8,000円、第2項預金利子1,000円でございます。

次に、2ページをお開き願います。

歳出でございます。

第1款総務費1,324万8,000円、全体の構成比において23.7%でございます。主なものは人件費等でございます。

第2款医業費3,246万3,000円、全体の構成比で58%でございます。第1項医業費3,157万3,000円、主なものにつきましては医薬材料費、薬の購入ということでございます。それから、血液検査委託料等でございます。第2項給食費89万円につきましては入院患者の賄い材料費でございます。第3項施設管理費153万5,000円、全体の構成比で2.

7%でございます。診療所施設管理に必要な燃料、光熱水費、必要経費でございます。

第4款公債費12万3,000円、この構成は全体で0.2%でございます。一時借入金の利子でございます。

第5款予備費93万1,000円、全体の構成比で1.7%でございます。

第6款諸支出金770万円、全体の構成比は13.8%でございます。第1項旧団体借入金返済金については、平成16年度一時借入金の返済金を補てんするためでございます。

改めて表紙の裏をご覧くださいと思います。

第2条一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借入れの最高限度額を3,000万円と定めたものでございます。

第3条は、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、暫定予算の各項の経費の金額を流用することができるものと規定したものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（三瓶利野） 日程第14、承認第14号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） 承認第14号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成16年度田村市歯科診療所事業特別会計暫定予算について）、補足説明を申し上げます。

本件につきまして、暫定予算につきましては、平成16年度都路村歯科診療所特別会計予算として計上し執行してきたもののうち、平成17年2月までに執行してきたものを除く、未収、未払い、残事業等などの未執行分について計上したものでございます。

暫定予算の表紙をお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 570万円と定めたものであります。

1 ページ、「第1表 歳入歳出暫定予算」表でございますが、まず、歳入第1款、診療収入 563万 4,000円、全体の構成比は98.8%でございます。内訳につきましては、外来収入 563万 4,000円でございます。

第2款使用料及び手数料 1,000円の存目予算でございます。

それから第5款諸収入 6万 5,000円、全体の構成比は 1.1%でございます。内訳は、雑入 6万 5,000円でございます。

次に、2 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

第1款総務費 178万 8,000円、全体の構成比は31.4%でございます。主なものにつきましては人件費であります。

第2款医業費99万 1,000円、全体の構成比は17.4%でございます。第1項医業管理費99万 1,000円、主なものは医薬材料購入、技工委託料等でございます。

第3款施設管理費59万 5,000円、全体の構成比は10.4%でございます。これにつきましては歯科診療所施設管理に必要な燃料、光熱水費など必要経費でございます。

第4款公債費 1万 3,000円でございますが、一時借入金の利子でございます。

第5款予備費41万 3,000円、全体の構成比は 7.2%でございます。

第6款諸支出金は 190万円、全体の構成比で33.3%でございます。第1項旧団体借入金返済金については平成16年度一時借入金の返済金を補てんするためのものでございます。

改めて表紙の裏をご覧くださいいただきたいと思います。

第2条に一時借入金につきましては、地方自治法第 235条の3第2項の規定によりまして、借り入れの最高限度額を 1,000万円と定めたものであります。第3条は地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により暫定予算の各項の経費の金額を流用することができるものと規定したものであります。

よろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

休憩のため暫時休議します。

再開は午後2時15分からといたします。

午後2時01分 休議

午後2時15分 再開

議長（三瓶利野） 休議前に引き続き、再開いたします。

日程第15、承認第15号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） 承認第15号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成16年度田村市老人保健特別会計暫定予算の補足説明を申し上げます。

暫定予算につきましては、合併5町村で執行してきたもののうち、平成17年2月までに執行したものを除く未収、未払い、残事業などの未執行分について計上したものでございます。

老人保健特別会計暫定予算の表紙をお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億6,807万3,000円と定めたものであります。

1 ページをお開きいただきます。

第 1 表の歳入歳出暫定予算でございます。

まず歳入、第 1 款支払基金交付金、4 億 4,648 万 7,000 円、全体の構成比で 58.1% でございます。

第 2 款国庫支出金 6,933 万 6,000 円、これも全体の構成比的には 9% でございます。

第 3 款県支出金 8,221 万 5,000 円、全体の構成比は 10.7% でございます。

第 4 款繰入金 1 億 7,003 万 4,000 円、全体の構成比で 22.1% でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

次に 2 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

第 1 款医療諸費 7 億 6,565 万 7,000 円、全体の構成比で 99.7% でございます。

第 2 款諸支出金 228 万 7,000 円、全体の構成比は 0.3% でございます。第 1 項償還金 227 万 7,000 円は国への償還金等でございます。

改めて表紙の裏をごらんいただきたいと思います。

第 2 条の一時借入金、地方自治法第 235 条 3 第 2 項の規定によります一時借入金の最高額は 1 億円と定める。

第 3 条歳出暫定予算の流用でございます。地方自治法第 220 条第 2 項のただし書きの規定によりまして、歳出暫定予算の各項の経費の金額を流用することができる場合、次のとおりとするということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長(三瓶利野) 日程第16、承認第16号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長(秋元正信) 承認第16号 専決処分事項の承認を求めることについて(平成16年度田村市介護保険特別会計暫定予算について)、補足説明を申し上げます。

暫定予算につきましては、合併5町村で執行してきたもののうち、平成17年2月までに執行したものを除く未収、未払い、残事業などの未執行分について計上したものであります。

それでは、暫定予算の表紙を開いていただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億1,675万6,000円と定めたものであります。

1ページでございます。「第1表 歳入歳出暫定予算」でございます。

まず、歳入第1款介護保険料5,693万2,000円、全体の構成比で11%でございます。

第2款国庫支出金1億3,797万3,000円、全体の構成比で26.7%でございます。

第3款支払基金交付金1億5,020万5,000円。全体の構成比は29.1%でございます。

第4款県支出金6,196万円、全体の構成比は12%でございます。

第6款繰入金4,650万1,000円、全体の構成比で9%でございます。

第8款諸収入6,318万5,000円、全体の構成比は12.2%でございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出第1款総務費789万8,000円につきましては、職員の人件費、要介護認定に要する経費などが主なもので、全体の構成比は1.5%でございます。

第2款保険給付費4億2,865万2,000円につきましては、介護サービスに要する経費でございます。全体の構成比は83%でございます。

第5款公債費2,472万8,000円につきましては、財政安定化基金への償還金で、全体の構成比は4.8%でございます。

第6款諸支出金4,421万9,000円の主なものは、国県等への返納金となっております。

て、8.5%の構成比でございます。

第7款予備費につきましては1,125万7,000円、全体の構成比は2.2%でございます。
なお、現在の第1号被保険者は特別徴収1万387名、普通徴収の方は993名となっております。

また、表紙の裏の方に戻っていただきたいと思っております。

第2条一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高限度額は1億円と定める。

それから、第3条歳出暫定予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出暫定予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるといふものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（三瓶利野） 日程第17、承認第17号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し水道事業所長から補足説明を求めます。助川水道事業所長。

水道事業所長（助川俊光） 承認第17号 専決処分事項の承認を求めることについて（平

成16年度田村市水道事業会計暫定予算について)、補足してご説明申し上げます。

暫定予算につきましては、合併5町村の水道事業のうち、企業会計である船引町と大越町の2町がそれぞれ平成16年度水道事業会計として計上し執行してきたもののうち、平成17年2月までに執行したものを除く残事業など未執行分について計上したものでございます。

暫定予算の表紙をお開き願います。

初めに、第2条業務の予定であります。給水件数につきましては、1カ月平均件数全体で4,550件。内訳としましては、船引地区が3,350件、大越地区は1,200件であります。

次に、年間総給水量であります。全体で151万立方メートル。内訳としましては、船引地区が121万6,000立方メートル、大越地区が29万4,000立方メートルであります。

次に、1日平均給水量であります。全体で4,137立方メートル。内訳としましては、船引地区が3,330立方メートル、大越地区が807立方メートルであります。

次に、建設改良事業であります。平成16年度事業は平成17年2月までで終了しているため、それに係る残務処理の旅費2万3,000円を定めたものであります。

次に、第3条収益的収入及び支出であります。収入、支出の予定額総額をそれぞれ6,159万6,000円に定めるものであります。

まず、収入総額6,159万6,000円の内訳としましては、第1項営業収益が他会計負担金、預金利息などで21万5,000円、第2項営業外収益が一般会計からの補助金で4,585万1,000円、第3項特別利益で1,553万円あります。

また、支出総額6,159万6,000円の内訳としましては、第1項営業費用が減価償却費、委託費、職員人件費などで2,294万2,000円、第2項営業外費用が給与支払い利息などで3,855万4,000円、第4項予備費10万円あります。

次に、第4条資本金的収入及び支出についてであります。収入につきましては、総額で1,034万7,000円。内訳としましては、第2項補助金が一般会計からの補助金で898万2,000円、第3項負担金が水道加入金などで38万5,000円。第4項出資金が一般会計からの出資金で98万円あります。

支出につきましては、総額で4,392万4,000円。内訳としましては、第1項建設改良費が量水器購入費などで7万2,000円、第2項企業債償還金が借入企業債元金償還金で4,385万2,000円あります。

収入支出の不足額3,357万7,000円につきましては、過年度分留保資金で補てんするも

のであります。

次に、第5条予定支出の各項の金額の流用につきましては、地方公営企業法施行令第18条第2項の規定により、暫定予算の各項の経費の金額を流用することができるものと規定したものであります。

次に、第6条たな卸資産購入限度額 155万 9,000円につきましては、地方公営企業法施行令第17条第11号の規定により、年度内に購入するたな卸資産の購入限度額を定めたものであります。

以上、承認17号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成16年度田村市水道事業会計暫定予算について）の補足説明といたします。よろしく申し上げます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（三瓶利野） 日程第18、承認第18号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 承認第18号 専決処分事項の承認を求めることについて（字の名称の変更について）、補足して御説明を申し上げます。

本件は、現在の5町村にあります「大字何々」をそれぞれ「何々町何々」に、例えば別

表にありますように「大字菅谷」を「滝根町菅谷」というように平成17年3月1日から施行するためによるものであります。

以上補足説明を申し上げました。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（三瓶利野） 日程第19、承認第19号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 承認第19号 専決処分事項の承認を求めることについて（町の名称の変更について）、補足して御説明を申し上げます。

本件は、現在の船引町の「光陽台」と「東部台」をそれぞれ「船引町光陽台」、「船引町東部台」に置きかえることを平成17年3月1日から施行するためによるものであります。

以上補足説明を申し上げました。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（三瓶利野） 日程第20、承認第20号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 承認第20号 専決処分事項の承認を求めることについて（公平委員会事務の福島県への委託について）、補足して御説明申し上げます。

本件は、5町村が地方公務員法第7条第4項の規定に基づき公平委員会事務を福島県に委託をしておりますので、引き続き福島県に委託をするものであります。

以上補足説明申し上げます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長(三瓶利野) 日程第21、承認第21号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長(相良昭一) 承認第21号 専決処分事項の承認を求めることについて(田村市指定金融機関の指定について)、補足して御説明を申し上げます。

本件は、田村市として平成17年3月1日から公金の取り扱いが生じますので、効率的な運営と安全を図る観点から5町村の収入役会議等で検討を重ね、合併協議会正副会長にて協議をいたしてまいりました。その結果、最も有利な条件でありました株式会社東邦銀行を平成17年3月1日から平成18年3月31日まで、地方自治法第235条第2項の規定に基づき指定することといたしたところであります。

以上、補足して御説明を申し上げました。

議長(三瓶利野) これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。44番白石治平君。

44番(白石治平) それでは、指定金融機関の指名等々について御質問をいたします。できるだけ簡単に説明しますので、率直に答弁してください。

まず初めに、地元の市民が経営する、地元のために汗を流し、そこから得た利益は地元のために還元している地元金融機関を指定外にして、地元でない市外の個人の利益のために事業をやっている田村市以外のほかの金融機関に指定したその理由について説明してください。

議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

総務部長(相良昭一) 44番白石議員の御質問にお答えをいたします。

指定金融機関の選定の経過についてというようなことでお答えをさせていただきます。平成16年6月から、指定金融機関につきましては財政分科会並びに合併協議会の幹事会、さらには先ほど申し上げた合併協議会の正副会長会議の中で検討を重ねてまいりましたところでございます。さらに、5町村の収入役会議も経て種々検討してまいりました。

その過程の中でございますが、平成16年7月に5町村管内の金融機関の皆様方へ選定の

事前調査、アンケート調査をさせていただきました。その金融機関の名称を申し上げますと、JAたむらさん、東邦銀行、大東銀行、福島銀行、郡山信用金庫、県商工信用組合の金融機関の方々に調査をさせていただきました。この調査の内容につきましては、まず指定金融機関業務が可能かどうか、まず1点。行政への派出所の設置が可能かどうか。さらには、その派出所の設置にかかる費用がどのくらいなのか。さらには、公金を取り扱っています事務費、さらには振込手数料等につきましてアンケート調査をさせていただきました。

その結果を踏まえて、種々検討いたしてまいった結果、株式会社東邦銀行に平成16年9月に内定をさせていただいたというふうな経緯でございます。

以上でございます。

議長（三瓶利野） 白石治平君。

44番（白石治平） それでは、お伺いします。

その安いとか高いとか、その点の基準については改めてお聞きしますけれども、例えば田村市が誕生しますと財政運営は200億円ないし、出たり入ったりしますと300億円の金は扱うと、こういうふうに予想されますね。だとしますと、どんな金融機関だって最低1人ぐらいは職員は張りつけになりますよね。そのほかにお金を持っていったり、あるいは持ってきたり、あるいは連絡したり、そういうふうなことを考えますと少なくとも0.5人、1.5人は最低かかると、こういうふうに私は見えていますよ。そうした場合、最低人件費600万円かかりますよ。1人400万円と計算しましても0.5人分200万円、合わせて600万円ぐらいの最低の人件費がかかるんですよね。これは一般常識論として。私は常識という言葉は使いたくないんですが、自分が常識がないですから。最低600万円もかかると思われる、一般的にだれが考えても。その人件費を、いろいろな角度から先ほど有利と申されましたが、有利という東邦銀行さんは600万円もかかるような人件費を幾らで金額提示したんですか、アンケートの中で。示してください。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） ただいまの御質問の東邦銀行の費用の話でございますが、まず、派出所を設けた場合の人件費の費用のことになるうかと思いますが、東邦銀行につきましては、2年間無料というようなことでございます。

議長（三瓶利野） 白石治平君。

44番（白石治平） 聞いたでしょう、皆さん。安いとか、有利とか、提示するのは、銀行

さんは人件費ゼロですよ。しかもそれがそういうゼロとか金額、有利とかで判断するのでしたら、金額は最低アンケートでなくて、何で見積書でやらなかったんですか。アンケートという、そういう適当なものですか。金額の提示を比較していいとか悪いとか、有利に判断する材料としていいですか。材料として、何でアンケートでやったんですか。なぜ見積書をきちんととって、相見積書をとって金額が高かった、安かったと判断するならわかりますよ。今回、田村市が行った調査はアンケートなんです。アンケート調査書でゼロと出てきたものを採用したというんですよ。説明してください、その理由を。何で相見積もりをとらないでアンケートなのか。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） お答えをさせていただきます。

先ほど、説明の中で有利な条件だというふうなお話も申し上げましたし、今金額のお話も申し上げました。そういうことを全体的に総合的に勘案して、最終的に東邦銀行さんを指定することにしたというふうなことでございます。

議長（三瓶利野） ちょっと申し上げますが、質疑は再々質疑までと。（「いま一回だけさせてください、これでは話がわからないですよ」「わかるわけない」「じゃあ、いいですか」の声あり）

それでは、本来ですと原則として再々質疑までということになっておりますが、（「一回だけやらせてください」の声あり）一回だけということですが、皆さん、御了解いただけますか。（拍手）

それでは、議長裁量であと1回にさせていただきたいと思います。

44番（白石治平） 何回も質問したいんですけども、1回ということをお許しいただきましたのでお聞きします。（「納得いくまでやった方がいい」の声あり）

今JAたむらは旧5町村の中から税金を幾ら取っていますか。これは後で答弁してください。税金を今私の試算では2,500万円を5町村から取っていますよ。5町村の中で税金をJAたむらで納めている。まず、聞いてください。2,500万円から、人件費600万円もかかるものをゼロとして出した東邦銀行がそれを差し引いても余りありますか。それからまだありますよ、今水田再編のために役場さんも農協さんも一生懸命働いて一生懸命努力していますよ。部落座談会をやったり、書類をつくったり。東邦銀行はやっていますか、有利といわれる東邦銀行は。

まだありますよ。まだまだありますよ。今住民の安全安心のために各派出所の警察の人

たちが引き上げられるような状態なんです。そこで、一番頼りになりますのは地元の消防団ですよ。わかっていますか。その消防団にJAたむらは66人動員しているというんです。組合長に聞いたら、火災が発生したならいち早く出て消火に当たれと。こういう督励まで出している農協が不利だと言っているんですから。もっと話をしますよ。聞いてくださいよ。本当に、これがどこが有利だったか、私は聞いているんですよ。

それから、子供のための安全教育というのをやっています。JAたむらは去年27カ所やったというんですよ、交通安全教育を。延べ人数 2,971人も参加している。交通安全をやっている。

それともう一つ、いっぱいありますが、言っておきますけれども、今全然収入のない営農指導員を13名派遣していますよ、JAたむらで。その13名の人たちはJAの中で全然収入はないんですよ。農協で得た収益からもって地元に貢献しているんですよ。

そういう莫大な貢献をしているJAよりも、全然協力しなかった東邦さんが有利だった。金額もまた比較してよくよく調べていって見たならば必ずしも東邦さんが安かった、ゼロで出しても私は安くないと思いますよ。

こういうことを見て、今度は職務責任者の方、どういう判断をしたか、まずひとつお聞きします。どうぞお願いします。

議長（三瓶利野） これで質問を終わることにいたします。

職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） 白石議員さんにお答えします。

この金融機関を指定する経過については相良総務部長さんよりしっかりお話があったと思いますが、私もその決定する一つのプロセスの中で私も立ち会ったわけでありますが、実はいろいろ、アンケートの出ました時点で農協の専務理事さんの方にこれによろしいのですかということも3回ほど申し上げました。返ってきたのは東邦さんとは比べにならない結果であったということだけ申し上げておきたいと思います。3回、僕は念を押したということ。以上であります。（「私の質問した答えにはなっていませんけれども、あとは質問できないということなのでやめますが、さっき言ったことを比較して考えたら、とんでもない話でしょう」の声あり）

議長（三瓶利野） 以上で白石治平君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（三瓶利野） 日程第22、承認第22号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 承認第22号 専決処分事項の承認を求めることについて（福島県市町村総合事務組合の加入について）、補足して御説明を申し上げます。

本件は、合併協定書に基づき、田村市として引き続き合併期日の平成17年3月1日に加入をするものであります。あわせて、同年3月31日をもって長沼町及び岩瀬村をそれぞれ福島県市町村総合事務組合から脱退させることの協議について異議がない回答をしたものであります。

以上、補足説明といたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（三瓶利野） 日程第23、承認第23号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） 承認第23号 専決処分事項の承認を求めることについて（公立小野町地方総合病院組合の加入について）、補足説明を申し上げます。

公立小野町地方総合病院組合につきましては、合併前の滝根町、大越町が加入しておりましたが、今回の合併に伴いまして新たに田村市として公立小野町地方総合病院組合に加入し、地域住民の安全安心のために共同処理するため議会に報告し承認を求めるものであります。

よろしく申し上げます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決

しました。

議長（三瓶利野） 日程第24、承認第24号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し教育次長から補足説明を求めます。宗像教育次長。

教育次長（宗像泰司） 承認第24号 専決処分事項の承認を求めることについて（田村地方視聴覚教育協議会への加入について）、補足して説明申し上げます。

本件は、5町村が加入しておりましたが、平成17年2月28日脱退いたしました。合併協定書に基づき田村市として引き続き合併期日の平成17年3月1日に加入するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（三瓶利野） 日程第25、承認第25号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） 承認第25号 専決処分事項の承認を求めることについて（田

村地方介護認定審査会の設置について)、補足説明申し上げます。

平成12年の介護保険制度の設立によりまして、三春町を除く小野町、滝根町、大越町、都路村、常葉町及び船引町で介護認定審査会を設置しておりました。平成12年から平成14年まで船引町、今回は小野町で共同審査会事務局を設置しておりましたが、今回の審査会事務局の期限が満了し、田村市に事務局が移動となるために審査会事務局を田村市に設置するため議会に報告し承認を求めるものであります。

よろしく願い申し上げます。

議長(三瓶利野) これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

休憩のため、暫時休議します。

再開は3時5分といたします。

午後2時53分 休議

午後3時04分 再開

議長(三瓶利野) 休議前に引き続き、再開いたします。

ここで、承認第25号の補足説明に誤りがあったとのことでありますので、生活福祉部長より訂正の説明を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長(秋元正信) 大変申しわけございませんでした。

承認第25号におきまして補足説明の中におきまして、事務局が田村市へ移動するためと説明しましたが、3月いっぱいにおいて小野町において審査されるということでございます。本件につきましては地方自治法第252条の7に規定します共同設置機関として5町村と小野町の6町村において設置しておりますが、平成17年2月28日に一たん解散いたしておりましたので、合併の日、平成17年3月1日に田村市と小野町の1市1町で共同設置機関として新たに設置して介護認定審査会の事務を行うということでございます。

大変申しわけございませんでした。おわびして訂正申し上げます。

議長（三瓶利野） 日程第26、議案第1号 郡山地方広域市町村圏組合を組織する地方公共団体数の減少及び郡山地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

本案に対し、総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 議案第1号 郡山地方広域市町村圏組合を組織する地方公共団体数の減少及び郡山地方広域市町村圏組合規約の変更について、補足して御説明申し上げます。

本案は、田村地方5町村の合併により田村市が設置されたことに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項の規定を準用し、規約を変更しようとする。あわせて同年4月1日から長沼町及び岩瀬村を脱退させることなどの協議に関し異議がない旨、議会の議決を求めるものであります。

なお、規約の変更の内容につきましては、組合を組織する市町村を「田村市」と、組合の議会の議員の定数を「46人」を「43人」に、田村市におきましては、「10人」を「5人」にしようとするものであります。

以上、補足説明申し上げます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 日程第27、議案第2号 郡山地方広域消防組合格約の変更についてを議題といたします。

本案に対し総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 議案第2号 郡山地方広域消防組合格約の変更について、補足して御説明を申し上げます。

本案は、議案第1号にて御説明申し上げたことと同様、田村市が設置されたことに伴い規約の変更についての協議に関し異議がない旨、議会の議決を求めるものであります。

なお、規約の変更の内容につきましては、組合市町村を「田村市」と、組合の議会の議員の定数を「24人」を「21人」に、田村市におきましては「10人」を「5人」に、さらに副管理者は「田村市長の職にある者」などにしようとするものであります。

以上、補足説明申し上げました。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 日程第28、議案第3号 田村広域行政組合規約の変更についてを議題といたします。

本案に対し総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 議案第3号 田村広域行政組合規約の変更について補足して御説明を申し上げます。

本案は、議案第1号にて御説明申し上げたことと同様、田村市が設置されたことに伴い、規約の変更についての協議に関し異議がない旨、議会の議決を求めるものであります。なお、規約の変更の内容につきましては、組合の市町村を「田村市」と、組合の議会の議員の定数を「14人」を「10人」に、田村市におきましては「10人」を「6人」に。なお、経過措置といたしまして、在任特例期間中の平成18年4月末日までは10人とする、などにしようとするものであります。

以上、補足して御説明申し上げました。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 公立小野町地方総合病院組合議会議員の選挙について

議長（三瓶利野） 日程第29、公立小野町地方総合病院組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

推選の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

公立小野町地方総合病院組合議会議員に先崎温容君、吉田一郎君、橋本紀一君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました先崎温容君、吉田一郎君、橋本紀一君を公立小野町地方総合病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました先崎温容君、吉田一郎君、橋本紀一君が公立小野町地方総合病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました先崎温容君、吉田一郎君、橋本紀一君が議場におられます。会議規則第32条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、当選者の就任あいさつを願います。先崎温容君。

10番(先崎温容) ただいま公立小野町地方総合病院組合議会議員の方に当選をさせていただきました。ありがとうございました。病院の経営の方も大変非常に厳しいものでございますが、できる限り田村市の損失にならないように頑張っていきたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。(拍手)

議長(三瓶利野) 次に、吉田一郎君。

6番(吉田一郎) ただいま小野町総合病院の議員に選出されました吉田でございます。

病院の経営も県立病院から公立病院は何か赤字が多いというようなことでございますので、誠心誠意上向きになるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。(拍手)

議長（三瓶利野） 次に、橋本紀一君。

19番（橋本紀一） ただいま病院組合の議会議員に当選させていただきました大越町の橋本紀一であります。今後病院組合の経営健全化育成のために努力をしまっている覚悟でございます。議員各位の今後とも御指導、御協力よろしくお願い申し上げましてごあいさつといたします。（拍手）

議長（三瓶利野） 以上であいさつを終わります。

日程第30 郡山地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

議長（三瓶利野） 日程第30、郡山地方広域市町村圏組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

推選の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

郡山地方広域市町村圏組合議会議員に松本熊吉君、渡邊鐵藏君、柳沼 博君、渡邊 勝君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました松本熊吉君、渡邊鐵藏君、柳沼 博君、渡邊勝君を郡山地方広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、松本熊吉君、渡邊鐵藏君、柳沼 博君、渡邊 勝君が郡山地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました松本熊吉君、渡邊鐵藏君、柳沼 博君、渡邊 勝君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第 3 1 郡山地方広域消防組合議会議員の選挙について

議長（三瓶利野） 日程第31、郡山地方広域消防組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

推選の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

郡山地方広域消防組合議会議員に松本熊吉君、渡邊鐵藏君、柳沼 博君、渡邊 勝君を指名いたします。

ただいま議長において指名しました松本熊吉君、渡邊鐵藏君、柳沼 博君、渡邊 勝君を郡山地方広域消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、松本熊吉君、渡邊鐵藏君、柳沼 博君、渡邊 勝君が郡山地方広域消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました松本熊吉君、渡邊鐵藏君、柳沼 博君、渡邊 勝君が議場におられます。会議規則第32条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、当選者の就任のあいさつを願います。松本熊吉君。

34番（松本熊吉） ただいま郡山地方広域消防組合、郡山地方市町村圏組合の議会議員を推薦されました都路の松本でございます。

これからは組合運営のために頑張っていきたいと思いますので、議員各位の協力のほどをよろしく願います。（拍手）

議長（三瓶利野） 次に、渡邊鐵藏君。

45番（渡邊鐵藏） ただいま郡山地方広域圏組合の議員に選出されました渡邊鐵藏でございます。

何分にも浅学非才の者でございますが、皆さんの協力により職務を全うしてまいりたいというふうに考えますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（三瓶利野） 次に、柳沼 博君。

67番（柳沼 博） ただいま郡山地方広域市町村圏組合議会議員及び郡山地方広域消防組合議会議員に推選されました柳沼でございます。

もとより浅学非才ではございますが、私も精いっぱい組合運営に全力を尽くして邁進する覚悟でございますので、どうぞ皆様方の御支援と御指導をよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（三瓶利野） 次に、渡邊 勝君。

5番（渡邊 勝） ただいま推選いただきました渡邊 勝でございます。滝根町出身でございます。

郡山地方広域消防組合、それから郡山市町村組合に当選されましたけれども、精いっぱい皆さんの協力を得ながら田村市の議員として頑張っていきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いしたいと思います。（拍手）

議長（三瓶利野） 以上であいさつを終わります。

日程第32 田村広域行政組合議会議員の選挙について

議長（三瓶利野） 日程第32、田村広域行政組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

推選の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

田村広域行政組合議会議員に七海 博君、木村高雄君、秋元正登君、石井俊一君、松本道男君、宗像清二君、本田仁一君、白岩 行君、佐藤弥太郎君、宗像公一君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました以上の10名を田村広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が田村広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま田村広域行政組合議会議員に当選されました七海 博君、木村高雄君、秋元正登君、松本道男君、宗像清二君、本田仁一君、白岩 行君、佐藤弥太郎君、宗像公一君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、当選者の就任あいさつを願います。七海 博君。

1番(七海 博) ただいま田村広域行政組合議員に選出されました七海 博であります。

この広域行政組合につきましては、皆さんも御承知のように、田村西部環境センター並びに最終処分場の建設に着手をしたところであります。この運営につきましても、運営の健全化と早期実現に向けて頑張りたいと思いますので、皆さん、よろしく願います。(拍手)

議長(三瓶利野) 次に、木村高雄君。

2番(木村高雄) ただいま田村広域行政組合議会議員に選任されました木村であります。

これからの行政の課題は何といたってもごみ問題、環境問題に尽きると思います。この事に全力を傾けていきたいと思っておりますので、御協力のほどをよろしく願います。

以上です。(拍手)

議長(三瓶利野) 次に、秋元正登君。

17番(秋元正登) 大越の秋元正登と申します。

2年間にわたりまして私は田村広域行政でお世話になりました。また引き続きやらせていただきますので、よろしく願います。(拍手)

議長(三瓶利野) 次に、松本道男君。

24番(松本道男) ただいま田村広域行政組合の議会議員に当選させていただきました都

路の松本でございます。

現在、ごみの処理の問題というのは社会的に大きな問題となっておりますが、我がこの田村地方におきましても新設というようなことでいろいろな問題を抱えておりますので、私も真摯に受けとめまして本気になって頑張りたいと思いますので、よろしく願いします。（拍手）

議長（三瓶利野） 次に、宗像清二君。

30番（宗像清二） ただいま田村行政組合の議会議員として選任されました宗像清二でございます。

これから組合のために皆様方とともに頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。

議長（三瓶利野） 次に、本田仁一君。

36番（本田仁一） 田村広域行政組合の議員に選任されました本田仁一でございます。

諸先輩方の御指導をいただきながらその職責を務めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。（拍手）

議長（三瓶利野） 次に、白岩 行君。

38番（白岩 行） ただいま紹介をいただきました常葉の白岩です。

私は便所組合、昔は便所組合といいました。それから延々十何年もやっています。これから一生懸命田村郡のごみ、トイレ関係等について十二分……。議員最後です、私は、来年の4月になれば私は退職なので、この期間、誠心誠意頑張ります。どうぞよろしく願いします。（拍手）

議長（三瓶利野） 次に、佐藤弥太郎君。

63番（佐藤弥太郎） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま田村広域行政組合議員に選任をいただきました船引の佐藤弥太郎でございます。

田村広域行政の抱える課題は大変大きなものがあります。今大変重要な時期でもあるというようにも認識をしておるところでございます。もとより非才な私ではありますが、議会の使命達成のために精いっぱい頑張りたいと思いますので、よろしく願いを申し上げまして、就任のごあいさつにさせていただきます。（拍手）

議長（三瓶利野） 次に、宗像公一君。

66番（宗像公一） ただいま田村広域行政組合議会議員に選任されました宗像公一でございます。

職責を全うしてまいりたいと思いますので、皆様方の御指導、御協力よろしくお願いたします。（拍手）

議長（三瓶利野） 以上であいさつを終わります。

日程第 3 3 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（三瓶利野） 日程第33、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から議会運営に関する事項等について、会議規則第 103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決しました。

議長（三瓶利野） 以上で本臨時会の会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

ここで、市長職務執行者より発言があれば、これを許します。市長職務執行者博多祐輔君。

市長職務執行者（博多祐輔） 平成17年田村市議会第 1 回臨時会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

7日、8日の2日間にわたり、開会せられました本臨時会は田村地方5町村が対等合併し、田村市誕生に伴い、関連します条例並びに暫定予算等の専決処分をさせていただきました承認案件25件と当面の重要案件の議案3件について慎重審議をいただきました結果、いずれの案件も原案どおり御承認、御議決を得たところであり、厚く御礼を申し上げます。

なお、会議の中で、議員皆様から賜りました御意見、御指摘の点等につきましては、これを十分検討させていただき、今後の市政運営の中にいかなきを期してまいりたいと思っております。新生田村市の発展のために議員皆様方のさらなる御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、御礼の言葉にかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議長（三瓶利野） これにて平成17年田村市議会第1回臨時会を閉会いたします。

まことに御苦労さまでございました。

午後3時33分 閉会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年3月8日

臨時議長 白岩 行

議 長 三瓶利野

署名議員 七海 博

同 面川俊和